

社会福祉 しずおか



特集 静岡県における子どもの貧困の状況と対策について

福祉のまちづくり絵画コンクール優秀作品を紹介します(平成30年度)

テーマ やさしさでつながる福祉(しあわせ)のまち

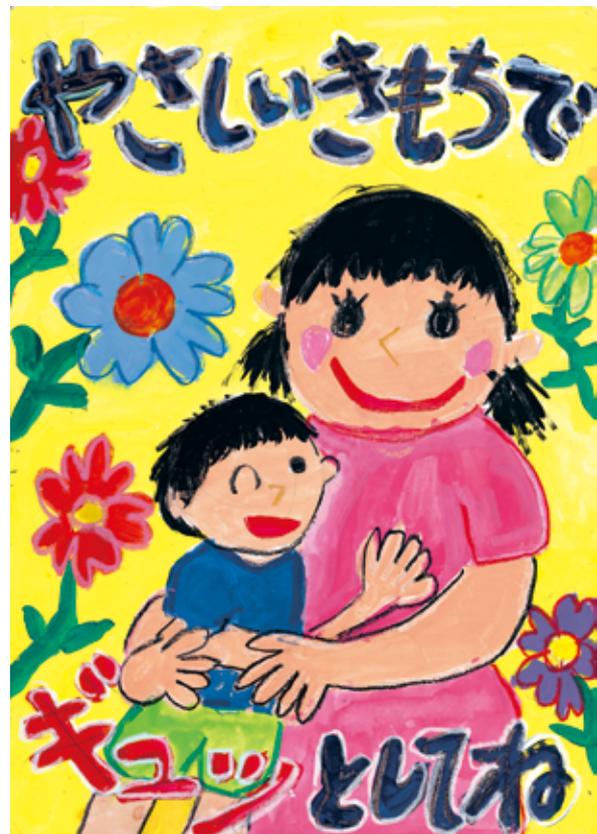


★静岡県商工会議所連合会長賞

沼津市立第三小学校(1年) 趙藝さん

「友だちのわ」

手をつないだり、肩組み合えば、自然と笑顔になる



★静岡県百貨店協会会長賞

浜松市立気賀小学校(1年) 鶴見 琥珀さん

「やさしいきもちでギョッとしてね」

おかあさんにだきしめられたら、とってもしあわせなきもちになるよ。



※学校名、学年は平成30年度のものです。

編集発行



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号 電話.054-254-5248 FAX.054-251-7508 <http://www.shizuoka-wel.jp>
E-mail spcsw@shizuoka-wel.jp

※本機関紙は皆さまの会費を充当し発行しております。

静岡県における 子どもの貧困の状況と対策について

生まれ育った家庭や様々な事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育機会が確保されていない子どもがいます。それぞれの家庭にどんな事情があっても、生まれ育った環境によって、子どもの将来が閉ざされることがあってはなりません。

また、貧困の状況は次世代にも連鎖し、日本社会の担い手となる子どもの健やかな成長を妨げ、労働力や市場の縮小、社会保障費の増加など社会的損失にもつながります。

本号では、子どもたちの将来をより希望のあるものとするために本県で策定された「静岡県子どもの貧困対策計画」の主な取組を、静岡県健康福祉部 こども未来局 こども家庭課にご報告いただきます。

はじめに

全国における「子どもの貧困率」は、平成28年国民生活基礎調査（厚生労働省）によれば、13.9%と、およそ7人に1人の割合となっており、特にひとり親世帯については50.8%と、深刻な状況にあります。

こうした中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、取組が全国的に進められることとなりました。

県計画の策定

子どもの貧困の背景には様々な社会的要因があります。そこで、県全体で総合的に対策を推進するため、平成28年3月に静岡県子ども貧困対策計画を策定しました。

計画では、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、将来に夢や希望を持って生活していける社会の実現に向けて、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援の4項目に重点的に取り組むこととしています。

主な取組について

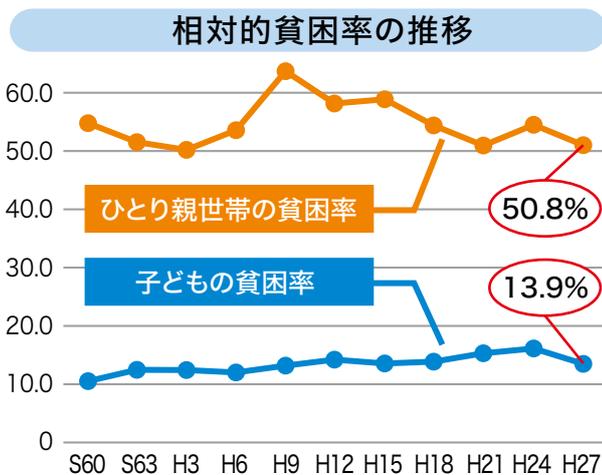
次に、県における具体的な取組を2つ御紹介します。

①ふじのくに型学びの心育成支援事業

経済的な理由で塾に通えないことや、社会体験が不足していることなどにより、将来に希望を持ってなくなる子どもたちがいます。そこで県では、子どもたちが将来への希望を持ち、自立につながられる

よう、郡部の小・中学生を対象に、通所や合宿形式により、学習・生活習慣などを整える手助けを行う「学びの場」の提供を実施しています。

また、生活困窮世帯の高校生世代（中卒・高校中退者を含む）に対しては、将来の自立に向け、「キャリア形成の場」を提供し、合宿形式による職業体験等を通じた実学の習得や、大学等の見学を実施しています。



通所学習支援の様子



合宿の様子(ラグビー体験)

② 子どもの居場所づくり応援事業

近年広がりを見せている子ども食堂は、食事が摂れるだけでなく、地域の大人が支援が必要な子どもに気付くことができる貴重な場となっています。

県では、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりの活動を支援するため、県社会福祉協議会とともに、居場所立ち上げのためのガイドブックを作成し、担い手を対象とした研修会を開催しているほか、居場所づくりの実践者をアドバイザーとして派遣するなど、居場所の立ち上げや円滑な運営に向けた支援を行っています。

さらに今年度からは、子どもの居場所づくりボランティアを募集・登録し、希望条件に応じた活躍の場を紹介するマッチング支援を開始しました。

ボランティアは随時募集しています。希望される方は、ぜひ県子ども家庭課までお問合せください。

お問い合わせ先
静岡県健康福祉部
子ども未来局子ども家庭課
 〒420-8601
 静岡県静岡市葵区追手町9-6
 電話:054-221-2365



↑QRコード読み取り機能のある携帯電話をお持ちの方は上のQRコードからお申込みいただけます。

子どもの生活アンケート調査の概要

調査対象	県内の小学5年生2,500人、中学2年生2,500人、その保護者5,000人(計10,000人分)を無作為抽出
調査期間	令和元年7月10日～令和元年8月31日
有効回答数	保護者調査 3,385人(回答率67.7%) 子ども調査 3,389人(回答率67.8%)
項目	貧困層に相当する世帯の特徴
世帯の経済的状況等	貧困層に相当する世帯は、ひとり親世帯の割合が高い(ひとり親世帯は全体の5.3%だが、貧困層に相当する世帯のうち33.2%を占める) 貧困層に相当する世帯の1/4が、生活費不足による借入金等を経験しており、経済的逼迫が伺える。 経済的理由により、塾や家族旅行をあきらめる傾向がみられる。
子どもの進学	貧困層に相当する世帯では、親子ともに高等学校までの進学希望が多く、大学等進学が難しい状況にあることが伺える。
普段の生活	貧困層に相当する世帯の子どもは、朝食を毎日食べる割合が少ないなど、生活習慣等について課題を抱えている様子がみられる。 「自分は価値のある人間だと思う」について、そう思うの回答が少ないなど、自己肯定感が低い傾向がある。
学校や勉強	勉強の理解度について、貧困層に相当する世帯の子どもは、そうでない世帯よりも、理解度が低い。
各種支援	学習支援や子ども食堂、フードバンクのニーズが高い。

実態調査について

子どもの貧困率は都道府県ごとの数値が公表されていないことなどから、本県における子どもの貧困の実態把握を行うため、今年度、県内の小中学生とその保護者を対象とした「静岡県子ども生活アンケート」を実施しました。

調査では、所得についての回答を得ており、これを平成28年国民生活基礎調査における区分を用いることで「貧困層に相当する世帯」と、それ以外の世帯に分けて回答を分析しました。

調査結果からは、世帯の経済状況や生活状況が、子どもの生活や自己肯定感、学習理解度、さらには、将来の進学希望などにも影響を与えていること、ひとり親世帯

の経済的な厳しさなどが確認されました。

また、支援の利用意向について、貧困層ほど、学習支援や子ども食堂のニーズが高い結果となりました。

世帯の経済状況は子どもには責任がないことから、世帯の状況にかかわらず、すべての子どもが自立に必要な力を備え、未来を切り開いていけるよう支援する必要があります。

今後の方針



「静岡県子ども貧困対策計画」は今年度最終年度を迎えており、現在次期計画の策定作業を進めています。

実態調査の結果を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るため、支援が必要とされる子どもに届くよう、引き続き対策に取り組んでいきます。

子どもの貧困に対する取組みの紹介 社会福祉法人南伊豆町社会福祉協議会の活動



南伊豆町は伊豆半島最南端に位置し、石廊崎や弓ヶ浜など壮大な海岸線の景観や豊富な温泉を有する観光の町です。

また、温暖な気候を活かして、年間を通して野菜や植物の栽培が盛んな町です。

人口は8,268人、うち65歳以上の高齢者が3,772人（高齢化率45.6%）と高齢化が進んでいます。

町内には小学校3校（児童数318人）と、中学校2校（生徒数191人）があります。児童扶養手当受給世帯数は約50世帯です。

生活困窮者自立支援事業における学習支援

学習支援は平成28年度から静岡県の手託で始まりました。

平成29年度までは、元教師1人が支援していましたが、平成30年度からは小中学生の父母によるボランティアの方の「支援員」として協力をいただき活動しています。

現在は、5～6人の支援員で12～13人の生徒を支援しています。

会場は、役場の会議室や特別養護老人ホームを使用しており、勉強だけでなく、ゲームや調理実習、講話などを行

い、「居場所」としての役割も担っています。

「心の拠り所」か「学力向上」か、何を指しているかは、参加する子どもにも合わせて柔軟に対応していますが、成長を子どもにも実感させてあげることが本人のやる気につながるかと考え、本年度は学力向上に力を入れています。

やればできると体感し、自己肯定感を持つてもらいたいと考えています。

また、学習支援教室が居場所になるためには通い続けてもらう必要があり、そのために子どもたちにも寄り添った支援を心掛けています。



空き店舗を利用した こどもの居場所

学習支援でも、居場所の役割を担っていましたが、それとは別に居場所が必要と感じたため、設置に向けて動き始めました。

活動拠点となる「場所」については、商工会に相談したところ、商店街にある空き店舗を使用できることとなり、

6月から居場所「にじいろ」をスタートさせることができました。

「にじいろ」は、学習支援の支援員と社協職員の3人で、第1、第3水曜日の午後3時～5時に開設しています。

子どもは5～15人程度集まり、カードゲーム、折り紙、ホワイトボードなど好きなことやりたいことを自由に行える環境を整備しました。

また、子どもたちだけでなく、子どもの親同士の会話の場所にもなり、必然的に人と人のつながりが生まれてきました。

現在は1カ所のみですが、各学区にそれぞれ居場所ができることで、子どもたちや地域住民が集まる交流の場になると良いと思います。

「にじいろ」を始めてから商店街が賑やかになった気がします。



不登校児の学校復帰に向けた支援

今年度、ある支援員から「近所に不登校の子がいて、おそらく勉強もかなり遅れている。支援できないか」と話があり、その子に合わせた形で学習支援を行うことになりました。

学校経由でチラシを配布したところ、他の保護者からも要請があり、月に2回、社協の相談室で勉強や雑談をしています。

最近では、不登校だった児童が、勉強の後に支援員と一緒に学校に行き、給食を食べられるようになった事例もあります。

不登校支援は、行政や学校の手が届きにくい子どもが社会と関わりを持つことを目的に、個別支援で行っています。

家庭と学校の橋渡しをすることで学校復帰につながるのであれば、小さな事業でも、とても意義のあることだと感じています。

これから活動していくにあたって

今は社協がモデル的に居場所を運営していますが、サロン活動をしている方や民生委員の方も関心を持ってきてくれるので、各地区に居場所が増えていくと良いと思います。

また、忙しい親や、一人暮らしのお年寄りへの支援も兼ねた子ども食堂ができれば、安心して暮らせる楽しい町になるのではないかと思います。

社協は、そのお手伝いをしていく存在として、今後も活動を続けていきます。

まつ 静岡県の福祉に纏わる史跡シリーズ

県社協では、今後の社会福祉発展の一助とするため、不定期ではありますが、静岡県の福祉に纏わる史跡を紹介しています。

本号は、福祉行政の先駆けである中泉救院（現在の磐田市 中泉）を御紹介いたします。

■幕末の窮民と福祉の芽生え

幕末から明治維新にかけて、天竜川の水害は、政情不安もありこの地域の深刻な社会問題となっていました。このような時期、明治2年（1869）正月、中泉奉行として赴任してきた前島来助（後の郵政制度の父、前島密）は、天竜川の災害の惨状を目の当たりにしたのです。そして、この現状を憂い、管内諸宗寺院に呼び掛けて、育児・養老の施設を各寺院の輪番で自費を持って設置すべきことを説きました。こうして、管内200寺院が評議の上、評議（相談）所となった泉蔵寺を借り受け、孤独病者など50余人を収容し、慈善救済事業に乗り出したのであります。

明治2年（1869）9月、中泉奉行所の廃止により寺院の協力体制も薄れ、苦しい経営となります。

しかし、藤沼牧夫（静岡藩庁遠州中泉郡方役所 重役）は、静岡県に救院の実績や現状を報告し、500両の補助金を受けることに成功しました。そして、救院の経営を青山宙平（中泉を代表する素封家で、政治家・社会事業家）に委嘱したのであります。

ここに前島密が支えた庶民への福祉行政の先駆けを見ることができます。

なお、明治9年（1876）年頃には、救院を泉蔵寺から現・磐田市中町に移転、この後、政府による全国的な救済措置がとられる明治21年（1888）9月に閉院となっています。

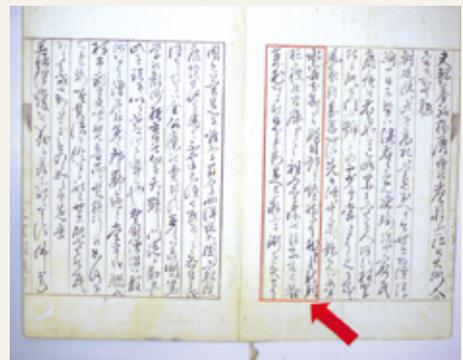


中泉救院跡の石碑（磐田市中泉269）

■中泉救院備忘録

前島密が中泉奉行として在任中に、社会福祉の道を説き、周辺の寺院に呼び掛け、救院開設に至るまでの経緯を、青山宙平は「備忘録」として記しています。

当時、天竜川の治水状況が不完全だったため、大雨による堤防決壊で家屋が流され、庶民の困窮は甚だしい状況でありました。備忘録には「水害がひどく、惨憺たる状況で、住居すらなくなり、これらを救う手段さえもわからない」、また、静岡県から500両の補助金や寺院等からの寄付金については、「この窮民撫育の道は実弾の助力に負うものである。」と記しています。



中泉救院 備忘録

〈出典：磐田市歴史文書館（磐田市岡729-1）〉

施設のメンテナンスを効率良い専門車両で応援します。

カーテン出張クリーニング



特許
ランドリー車

カーペット・タイル出張丸洗い



ブラインド・ロールスクリーン 出張クリーニング



株式会社三ナツ

静岡県静岡市葵区産女 1060-1

フリーダイヤル 0120-370286

fax 054-295-9003

社会福祉法人・施設役職員等対象の 会計・税務・労務等研修会にご参加ください!

県社協会員には、
受講料の割引があります!

社会福祉施設の健全な経営・運営を支援するため、本会では、社会福祉施設の役職員等を対象に、会計・税務・労務等をテーマにした県域での研修会を年間12本開催しています。

とりわけ、社会福祉法人をとりまく環境は大きく変化しており、社会福祉法人新会計基準の制定(平成23年)、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴う認可・指導監査等の権限移譲(平成23年)、社会福祉法の改正(平成28年)など、これらの改革への適切な対応が求められてきました。

そうしたことも背景に、研修受講者は平成20年度の1,593人から平成30年度には3,101人と2倍近くに増えました。今後も、ニーズに沿った研修テーマの設定や満足度の高い研修運営に努めます。

なお、県社協会員は、会員価格での研修受講が可能です。是非ご参加ください。

今後実施予定の研修会 ※詳細は本会ホームページ、もしくは経営支援課TEL054-254-5231まで

研修名	開催時期・場所	会員受講料(非会員受講料)
社会福祉法人財務管理講座	12/17(火)・静岡市	3,000円 (5,000円)
社会福祉法人決算実務講座	2/10(月)、19(水)・静岡市	6,000円 (10,000円)
新設社会福祉法人運営管理説明会	2/28(金)・静岡市	テキスト代のみ(同左)
社会福祉法人人事・労務管理研修会	12月以降・未定	3,000円 (5,000円)
社会福祉施設運営管理研修会	12月以降・未定	2,000円 (同左)

※今年度の開催は終了しましたが、社会福祉法人監事監査研修会、社会福祉法人簿記入門講座、社会福祉法人・施設事務職員経理基礎講座・応用講座、社会福祉法人予算管理基礎講座、社会福祉法人・施設事務職員会計実務専門講座、税務実務講座(所得税・消費税等)があります。

研修に参加された県社協会員をご紹介します!

○社会福祉法人松溪会 おかさきこども園(湖西市)

鈴木静香園長にお話をお伺いしました。

保育の現場では、専属で事務員を置くことが難しいため兼務が多いですが、当園では、事務を担当する職員が1名と、法人本部に1名配置されている事務職員が各園を巡回して補助をする体制をとっています。

県域で開かれる会計研修は少ないので、可能であれば参加しています。最近では、予算管理基礎講



座に職員が参加しましたが、予算の立て方や執行方法の面で参考になりました。時期も予算編成の時期を見越して早めに開催されて良かったです。また、会員価格で受講できるのもメリットに感じています。

今後は、高齢・障害・児童といった施設種別に特化した会計研修も開催していただくとより良いと思います。



「オレンジリボン運動」は、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広げることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。
 児童虐待防止全国ネットワークでは、オレンジリボン運動を通して子ども虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

第11回

児童虐待防止静岡の集い

11月9日 土

第1部 講演会 [開場12:00 式典・講演13:00]

テーマ：子ども虐待と住民とのかかわり

やまがた ふみ はる

講師：山縣 文治 氏(関西大学人間健康学部教授)

会場：静岡市民文化会館 中ホール

第2部 パレード [15:40 出発]

先導：県立静岡商業高等学校マーチングバンド

※雨天の場合、先導はなし

パレードコース

静岡県総合社会福祉会館シズウエル

静岡県庁

七間町通り

呉服町通り

小梳神社

同日開催

静岡県子ども虐待防止 オレンジリボンたすきリレー

子ども虐待防止の思いを込めて、オレンジのたすきをかけたランナーが駆け巡ります♪

9:00 オープニングセレモニー
 (富士市天間太鼓CHEERS FACTORY)

9:30 スタート 各区にて中継

16:00 ゴール(静岡県庁)※予定 ★児童虐待防止パレード合流

旧東海道五十三次宿
 富士吉原～府中コース
 約42km



昨年の様子

静岡県社会福祉人材センター研修課主催の研修会のお知らせ

令和2年1月開催分をお知らせします。

★ラクラク申込み「WEBサービス」(会員対象)を御利用ください!→WEBサービスサイト <http://www.shizuoka-wel.jp/learn/information/>

研修NO.	研修名	開催日	会場	対象者	内容・講師	受講料 会員(非会員)
74	看護職員研修	1/9	シズウエル	社会福祉施設等に勤務する看護職員	社会福祉施設等に勤務する看護職員に必要な知識・技術を習得する 講師:マギーズ東京 センター長 訪問看護師 秋山 正子 氏	4,000円 (6,000円)
2	福祉職員キャリアパス対応 生涯研修課程 中堅職員コース(中部2)	1/17 2/4,5	シズウエル	中堅職員 (入職後概ね3~5 年程度の職員)	・中堅職員としての役割を遂行するための基本を習得する ・中堅職員が自らのキャリアデザインを描く 講師:福祉職員生涯研修課程指導者	1,300円 ※テキスト代
53	快適なシーティング講座	1/23	シズウエル	社会福祉施設・介護 保険事業所等に勤 務する方	生活場面における正しい座り方の技術や拘縮予防の方法などを学ぶ 講師:(有)でく工房 取締役会長 光野 有次 氏	4,000円 (6,000円)
1	福祉職員キャリアパス対応 生涯研修課程 初任者コース(中部3)	1/24 2/12,13	シズウエル	初任者 (入職後概ね1~2年 程度の職員)	・サービス提供者、チームの一員としての基本を習得する ・初任者が自らのキャリアデザインを描く 講師:福祉職員生涯研修課程指導者	1,300円 ※テキスト代
73	栄養士・調理員研修 【研修名変更】	1/29	シズウエル	社会福祉施設、介護保 険事業所に勤務する方 (栄養士、調理員優先)	嘔む・飲み込み機能の低下した方を支える工夫を学ぶ 講師:(有)金谷栄養研究所 嚥下食料理 研究家 小野 准 氏	4,000円 (6,000円)

☆詳しくはホームページをご覧ください [静岡県社協 研修](#) 問い合わせ先:研修課 電話 054-271-2174

◎最新の「研修開催の情報」を、電子メールで事業所様にお知らせします! kenshu@shizuoka-wel.jp に①事業所名 ②担当者名 ③電話番号 ④電子メールアドレスを入力の上、件名「研修開催の情報 メール受信希望」として送信してください。なお、2か月経過しても配信がない場合は、下記研修課まで御連絡ください。

◎県社協が行う自主研修には、皆様の会費を充当しております。



ヤマハ株式会社

https://www.yamaha.com/ja/

社会福祉しずおか 広告募集

広告を掲載して、イメージアップ・顧客アップを図りませんか？

掲載紙名：機関紙「社会福祉しずおか」

発行部数：毎月11,300部発行

本会会員（県内福祉施設、団体、民生委員児童委員、企業等）、県内小中高等学校等

掲載回数：年1回～毎月まで

サイズ：ご希望にあった掲載をお選びいただけます。

3タイプのサイズをご用意しております。

詳細についてはお問い合わせください。

問合せ先 静岡県社会福祉協議会 福祉企画部地域福祉課
電話 054-254-5224

家庭常備薬の斡旋をご利用ください。

HEALTH&QUALITY LIFE

事業内容

医薬品、防疫薬、医薬部外品、化粧品、健康食品、健康関連用品
各種記念品の取り扱い。



お客さまのニーズにあった商品を豊富に取り揃えております。

大日商事株式会社

TEL (06)6952-7015 FAX (06)6952-7137

大阪市旭区大宮4丁目18番18号



家庭用常備薬の斡旋について

静岡県社会福祉協議会では、社会福祉従事者の方の福利厚生の一環として、家庭用常備薬の斡旋販売をしています。令和元年度第2回斡旋の申込みは以下のとおりとなりますので、職員の皆様に御周知いただきますようお願い申し上げます。

【大日商事株式会社】

◆申込用紙送付予定日 11月下旬

◆申込締切予定日 12月20日(金)

◆商品発送予定日 1月下旬(大日商事株式会社より発送)

*一個当たりの商品価格が市販のものとは比べてかなり割安です。

各事業所・御家庭用としてお使いいただけます。

☆この機会に是非御利用ください☆



日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償！！

平成31年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入！！

保険金額

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償		上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ		
賠償責任の補償	葬祭費用保険金 (特定感染症)		300万円(限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		

年間保険料 (1名あたり)

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		350円	510円
天災タイプ(*) (基本タイプ+地震・噴火・津波)		500円	710円

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増引適用

http://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険

検索

(*)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。